

地域コミュニティの取組に関する調査（筑紫野市）

平成25年10月

○筑紫野市の概要

人口	102,218	人（校区当たり 2,586～19,257 人
世帯数	41,948	世帯（校区当たり 1,003～8,388 世帯
小学校区数	11	校区
自治会等名称	行政区	
自治会等数	82	区（単位当たり 12～2,115 世帯
自治会等加入率	把握していない	
行政区長委嘱制度	筑紫野市区長設置規則	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	校区コミュニティ（概ね小学校区を基本とする7地域）	

○筑紫野市の取組

担当 部局	・ 担当窓口は、市民生活部 市民協働推進課 地域コミュニティ担当。 ・ 平成23年度からコミュニティ施設等（6館）の管理事務を生涯学習課から移管。各コミュニティ施設等に3名の職員を常駐させ、市の出張所の役割を兼ねている。
取組 の 経 過	・ 昭和51年の総合計画において、小学校区を基本とするコミュニティづくりを進める方針を決定。各所管課で取組を進めてきたが、拠点施設がないことや市の方針がはっきりしないこと等の問題があった。 ・ 平成6年から平成15年までに、5つのコミュニティセンターを建設。 ・ 平成18年から市と区長会で協議を行い、平成21年3月に筑紫野市地域コミュニティ基本構想を策定。筑紫野市を7つの地域に区分し、各地域に中核となる自治組織を設立することとした。 ・ 基本構想策定後、平成21年度から平成24年度までに、区長会に対して説明会等を実施。 ・ 平成24年度末までに、「区長会として地域コミュニティづくりを推進していくこと」「各地域において、区長会以外の各種団体等を対象とした学習会を開催すること」の2点について合意。 ・ 区長会の合意を得るまでには時間がかかったが、各行政区の世帯数に大きな差があることや高齢化率等の具体的なデータを示しながら、新しい自治組織の必要性を説明した。

- 基本構想における地域コミュニティの定義

「一定の区域における、自治会・町内会等をはじめとする地縁団体や、まちづくり・子育て・防犯といった機能団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりをめざす地域社会」
- 7つの地域に区分した理由

筑紫野市は、昭和30年に二日市町、山口村、御笠村、筑紫村、山家村が合併しており、旧町村の区域を元に、人口規模を考慮しながら7地域に区分した。
- モデル事業の実施

区長会と協議を続ける中で、7地域で一斉に新しい自治組織を設立することは困難との意見があり、平成22年度から山家、御笠の2地域でモデル事業として実施。代表者会議や設立準備会を経て、コミュニティ運営協議会を設立した。

他の地域についても、平成27年度初めまでに設立することを目指して取組を進めている。
- コミュニティ運営協議会設立までの流れ

企画会議…市と区長会の代表者で学習会の進め方等を検討

学習会…区長以外の各種団体の代表者、地域住民も対象とした学習会を実施。1回目は市から説明を行い、2回目以降はワークショップ形式で行う。

準備会…学習会参加者のうち、15～20名程度のメンバーで、組織体制等について検討。

全体学習・報告会…準備会以外の住民への周知を図るため、定期的開催。

○コミュニティ運営協議会について

組織概要	・ 市内7地域のうち、2地域でコミュニティ運営協議会を設立済 山家コミュニティ運営協議会（平成23年6月設立） 御笠まちづくり振興会（平成25年6月設立） ・ 組織体制は、設立前の学習会や準備会で決定されるが、設立済の2地域については、ピラミッド型で部会制を採っている ・ コミュニティ運営協議会では専任の事務職員を雇用していないため、市職員（コミュニティセンター職員3人（嘱託：館長1人、主事2人）、市民協働推進課職員1人）が事務局機能の支援を行っている。まだ事務局の体制が整っているとはいえない。 ・ 地域内の地縁団体（区等）は全てコミュニティ運営協議会に参加するとともに、地縁団体の代表者らがコミュニティ運営協議会の役員を務めている。 ・ 各種団体は部会に参加し、一部はコミュニティ運営協議会の役員を務めている。 ・ 各部会で定期的に会議を行い、情報や課題を共有し、各団体が協働して課題解決を図っている。 ・ 拠点施設は各地域のコミュニティセンターを活用。コミュニティセンター館長も主要な会議には出席しており、コミュニティ運営協議会と行政の橋渡しの役割を果たしている。 ・ 規約上、当該地域の住民以外でも会員になることができるが、現在は地域住民のみとなっている。広域的な活動を行っている団体との連携は今後の課題。
施設拠点	・ 5地域にコミュニティセンターを整備済。平成26年度に1地域、平成28年度に1地域で開館予定。開館時間は9時から22時まで。（日曜日のみ17時まで）
主な事業内容	・ 預かり保育事業（山家コミュニティ運営協議会） コミュニティ運営協議会と山家幼稚園で実行委員会を組織。山家地域住民などによるスタッフ（保育士）を配置し、幼稚園の開園時間を延長して未就学児を預かっている。 ・ 文化継承事業（御笠まちづくり振興会） 地域に残る昔話を収集、地域の小・中学生が表紙や挿絵を作成し、絵本を作る。完成した絵本を用い、高齢者と児童・生徒の交流会を実施している。

○行政の支援

財政的支援	・ コミュニティ協議会設立補助金（設立時のみ、10 万円を交付） ・ コミュニティ協議会活動補助金（年額 60 万円から 115 万円まで。金額は世帯数により異なる） 補助対象経費は、防犯・防災に関する活動、環境美化・保存に関する活動等、柔軟に対応している。 ・ 全 7 地域でコミュニティ運営協議会が設立された後の財政的支援については検討中。 ・ 山家地域では、従来は行政区や校区の体育振興会等に交付されていた各種補助金を活用している。
人的支援	・ 山家、御笠地域では、それぞれ市職員（各コミュニティセンター職員 3 人、市民協働推進課職員 1 人）が事務局機能の支援を行っている。 ・ 地域担当制等は設けていないが、職員には出身地域の学習会等に参加するように呼びかけている。

○取組の効果

・ 山家、御笠の先行事例においては、地域内の各種団体間での連携が図られるようになってきている。また、行政区が受け持っていた地域の公園管理等をコミュニティ運営協議会で受けるような事例も出てきている。 ・ ただし、市内の全地域においては、現在、取組の途上であり、目に見える効果は表れていない。

○今後の課題・展望

人材育成	・ 平成 25 年度は、全市的な人材育成講座「まちレンジャー養成講座（全 15 回）」（生涯学習課所管）と山口コミュニティセンター主催講座「やまぐちコミュニティ講座（全 10 回）」を開催した。 ・ 今後は、全市的な取組と並行して、コミュニティセンター単位での講座を定期的を開催することも検討しており、コミュニティ運営協議会で活動する人材の育成、補充を図りたい。 ・ 人材育成の取組には、生涯学習課との連携が重要。定期的にコミュニティセンターの館長会や主事会を行っており、生涯学習課、市民協働推進課の職員も参加している。
行政、市民の意識改革	・ 平成 25 年度から全職員に地域コミュニティの研修を実施（来年度も予定）。新規採用職員への研修も平成 25 年度から行っている。 ・ 担い手等の問題から、特に地域コミュニティの取組が重要であると考えられる小規模行政区にコミュニティ運営協議会の必要性を理解してもらう必要がある。 ・ 各種団体（地縁団体を含む）から要請があった場合、個別に説明会を実施している。

- ・コミュニティ運営協議会は事務局の体制が整っているとは言えないため、当面は市の職員が支援する必要があると考えている。将来的には、各協議会で事務局員を雇用できるだけの資金の補助、指定管理制度も含めて検討していきたい。
- ・7地域の拠点施設は平成28年度までにすべて整備される予定。